平成２４年（フ）第６７２号
福岡市西区城の原団地33番301号
債務者　濱地　浩彰
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７６号
福岡市早良区南庄２丁目22番17号
債務者　山中こずえ（旧姓本庄）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０４号
福岡市西区拾六町１丁目12番５―301号
債務者　片山　晶子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０７号
福岡市城南区七隈７―40―６
債務者　町野　裕文
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１７号
福岡県太宰府市吉松２丁目６番１号パストラーレＯＰ１　203号
債務者　稗田　美保
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４９号
福岡市南区柏原１丁目４番16―１号
債務者　中村　末子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５０号
福岡市東区箱崎１丁目２番25―706号
債務者　市川　亜紀
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５２号
福岡市早良区西新４丁目６―12―612
債務者　山内詩生里
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５８号
福岡市南区清水４丁目12番３号
債務者　山田　秀親
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北３丁目12番８号
債務者　坂元　隆之
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６８号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目230番地
シャイニープラッツＡ101号
債務者　後小路展行
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６９号
福岡市西区福重団地８番206号
債務者　谷口　賢次
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０５号
福岡市南区弥永２丁目１番１―406号
債務者　北島美恵子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０８号
福岡県朝倉市三奈木2960番地47十文字コーポ202号
債務者　中山　直子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１７号
福岡県筑紫野市大字山家4600番地１
債務者　石丸　嘉徳
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２０号
福岡県糸島市志摩師吉325番地26
債務者　中村　征二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２１号
福岡県糸島市志摩師吉325番地26
債務者　中村　好子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部